

島しょ健康危機管理対策協議会部会運営要領

6 島保総第 251 号
令和 6 年 10 月 23 日

第 1 目的

本要領は、島しょ健康危機管理対策協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第 6 第 2 項に規定する島しょ健康危機管理対策協議会部会（以下「部会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

第 2 部会名及び協議事項

部会名	協議事項
島しょ健康危機管理対策協議会感染症部会	要綱第 2 に定める事項のうち新興感染症等に関わる事項について

部会の協議結果は、島しょ健康危機管理対策協議会に報告する。

第 3 構成

部会は、行政機関、保健医療機関、その他関係団体等の代表のうちから東京都島しょ保健所長（以下「所長」という。）が委嘱する委員で構成する。

第 4 委員の任期

- 1 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 当該委員が欠けた場合におけるその後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 会長等

- 1 部会には部会長及び副部会長を置く。
- 2 部会長は委員の互選により選出し、副部会長は部会長の指名により選任する。
- 3 部会長は、部会の会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故がある時はその職務を代行する。

第 6 招集等

- 1 部会は、部会長が招集する。
- 2 部会長は、必要に応じて部会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

第 7 会議及び会議録等の取扱い

会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は原則として公開する。ただし、会議において感染症地域医療体制島しょブロック協議会運営要領第 2 に定める事項を協議

するとき、又は、委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、部会長は会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開する場合においては、部会長又は所長は、必要な条件を付すことができる。

(事務局)

第8 協議会の事務局は、島しょ保健所に置く。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関する必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。